

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 2 月20日

【計算期間】

第15期(自 2024年 1 月21日 至 2025年 1 月20日)

【発行者（受託者）名称】

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
(以下「受託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】

取締役社長 窪 田 博

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【事務連絡者氏名】

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
海外業務推進室 室長 山 崎 和 哉

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【電話番号】

03(3212)1211(大代表)

【発行者（委託者）氏名又は名称】

三菱商事株式会社
(以下「委託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 常務執行役員 野 内 雄 三

【住所又は本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

【事務連絡者氏名】

金属資源トレーディング本部付
次長 須 藤 大 輔

【電話番号】

03-3210-2121(大代表)

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年4月18日に提出いたしました第15期(自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)有価証券報告書の添付書類である信託契約について、2026年1月29日付で以下の通り内容変更を行いました。本信託契約の変更は、本信託について、足許、純資産残高が伸長していることから、委託者と協議のうえ、追加信託による純資産残高の上限額を2,000億円から4,600億円に引き上げるものです。

2【訂正の内容】

（ 下線部_____は訂正部分を示します。）

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が 4,600億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。